

特記仕様書

1 業務名

消第 07030 号 旧徳王子屯所解体工事設計委託業務

2 業務の目的

老朽化による当該消防屯所の解体撤去に係る設計業務を行う。

3 履行期間 90 日

4 業務概要

- (1)施設名称 旧徳王子消防屯所
- (2)委託場所 香南市香我美町徳王子 1541-1
- (3)主要用途 消防施設
- (4)構造・規模 鉄骨造 1 階建て 延床面積 100.01 m² 昭和 57 年建築
- (5)業務内容 解体設計 N=1 式 (1 棟)
積算業務 N=1 式 (1 棟)
- (6)工事名 旧徳王子屯所解体工事 (工事番号未定)
- (7)工事の時期 令和 7 年度下半期 (予定)

5 業務仕様

(1)設計業務

(ア)解体設計

① 実施設計

② 現地調査

- i) 処分する備品の種類、大きさ、重さ等を調査し積算に反映すること。
- ii) 敷地内及び敷地周辺の工作物について、整地に伴い撤去する工作物の数量を積算に反映し適切な仮設計画等を講ずること。
- iii) 建物解体とは別に撤去・処分が必要となる設備機器等について調査すること。
また、蛍光灯、フロンガス、臭化リチウム等、特別な処理が必要なものについて十分な調査を行い積算に反映すること。

(2)積算業務

- (ア)単価比較表、積算数量調書、集計表の作成
- (イ)工事費内訳明細書の作成 (金抜き共)
- (ウ)複合単価等 (代価表・別紙明細書を含む) の作成
- (エ)その他発注者の求める資料の作成及び提出 (概略工事工程表、積算根拠資料等)

(3)設計と条件及び追加業務について

- (ア)受注者は、委託契約書に基づいて発注者の指示に従い、当該工事に係る必要かつ十分な実施設計図書を作成し、各種申請に関する手続きへの協力をすること。
- (イ)現地調査のうえ設計図書を作成すること。
- (ウ)現地調査の結果、大気汚染防止法による石綿 (アスベスト) 事前調査の必要が生じた場合は、調査職員と協議を行ったうえで追加業務の対象とし、事前調査結果に基づいた設計及び積算を行うものとする。

- (エ)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を適用する。
(オ)積算単価の時点修正（工事の入札時期において単価変動がある場合）

6 設計図書のまとめ方

建築工事（取り壊し工事）

7 業務の実施

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」による。

(1) 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された事項を適用する。

(2) 管理技術者の資格要件

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士又は二級建築士

(3) 一般事項

(ア)設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行うこと。

(イ)積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行うこと。

(ウ)受注者は、設計業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は速やかに行うこと。

(4) 打合せ及び記録

(ア)打合せは、業務着手時及び主要部分の立案時、調査職員又は管理技術者が必要と認めた時に行うこと。

(イ)全ての設計と条件について、その取り扱いについて決定した事項を記録すること。

(5) 適用基準

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部（建設大臣官房官庁営繕部）が制定又は監修した最新版を適用するものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

8 貸与する資料

既存図面（☐あり ☒なし）

9 成果物及び提出部数

- (1)解体設計図（総合・設備）A3 版…………… 1 部
- (2)工事費内訳明細書（Excel）…………… 1 部
- (3)積算数量調書、単価比較表、見積資料（3 者、比較表共）…………… 1 部
- (4)設計図面（JW・PDF 共）・金抜き内訳書（入札閲覧用）…………… 1 部（CD-R）
- (5)その他発注者の求める資料（概略工事工程表、積算根拠資料等）…………… 1 部
- (6)上記電子ファイル（CD-R 等）…………… 1 部

10 成果物の扱いについて

提出された CAD データ等については、当該工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図及び完成図の作成に使用することがある。

11 その他

(1)設計図書は、設計業務の完了後、受注者において改変することなく管理するものとする。

(2)設計図書提出後においても、その内容に疑義及びその他必要が生じた場合は、発注者と随時打合せを行うものとする。

(3)一部下請けについては、事前に調査職員へ届け出のうえ承認を得ること。

- (4)受注者は、当該委託業務により知り得た事項について、秘密を守り他に漏らさぬこと。
また、契約終了後においても同様とする。
- (5)業務完了後、次について発注者の要請があった場合は、受注者はこれに協力すること。
(ア)設計意図の伝達に係る質疑応答、検討、助言等
- (6)その他本仕様書に記載のない事項や当該委託業務履行中に疑義等が生じた場合は、発注者及び受注者双方の協議によって定めるものとする。
なお、上記内容について調査職員の承認がある場合はこれによらないことができる。